

--- 立地基準の検討 ---

平成24年7月12日

埋設施設設置に関する技術専門委員会

--- 基準項目、設定根拠及び評価の指標(案) ---

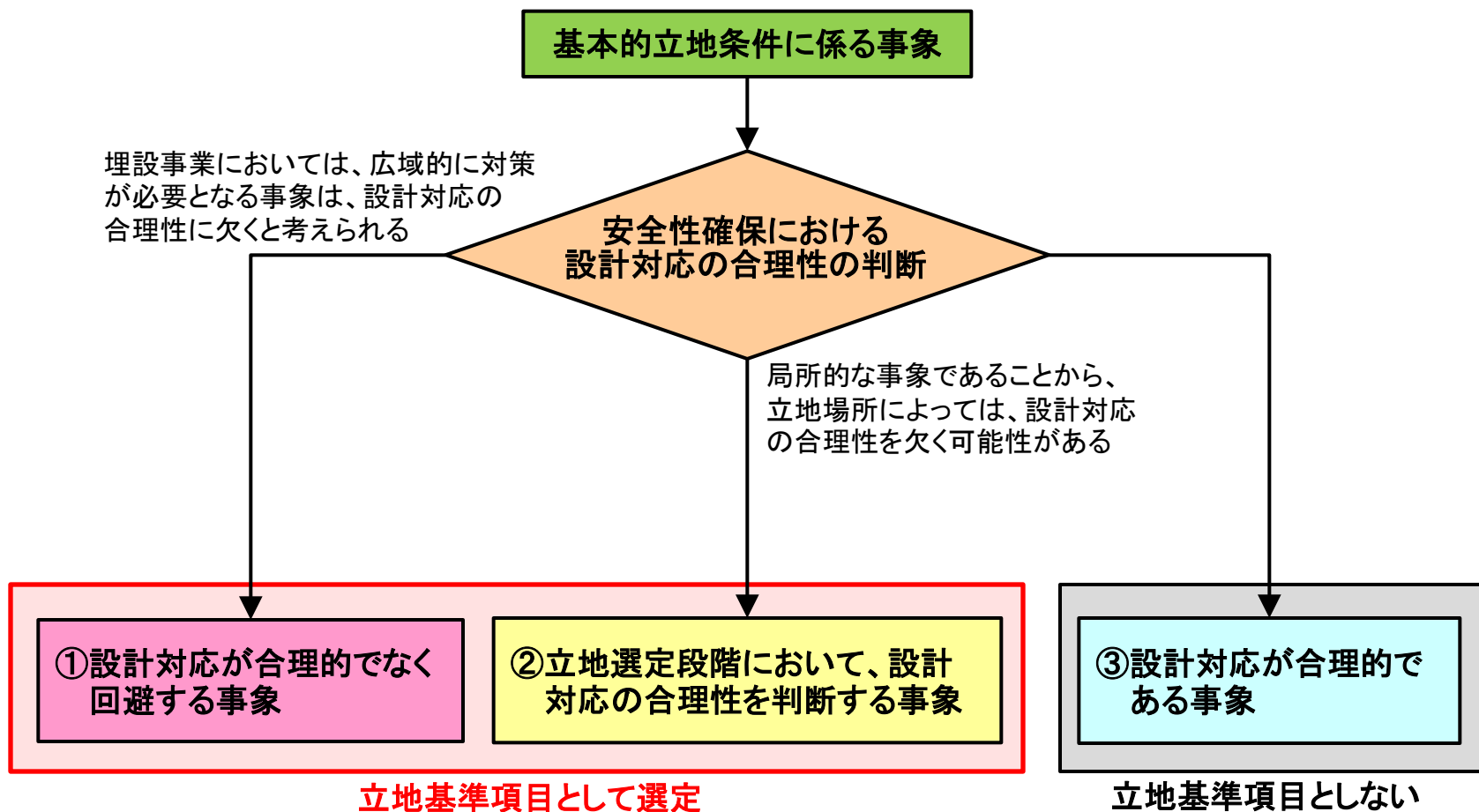
平成24年7月12日

埋施設設置に関する技術専門委員会

--- 基準項目、設定根拠及び評価の指標(案) ---

「安全性」について

安全性に係わる立地基準項目に関する検討・整理 (1)



安全性に係わる立地基準項目に関する検討・整理 (2)

評価項目			①	②	③	立地基準項目の選定理由
中項目	小項目	細目				
自然環境	自然現象	地震 (地震動)	-	-	○	地震動に対しては、安全審査指針及びその他の関連法令に従う耐震設計により安全性を確保する。
		火山	○	-	-	広域的事象であり、工学的対策により対応することは合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。
		津波	○	-	-	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。
		地すべり	-	○	-	局所的事象のため、立地選定段階で個別に対策規模及び費用を評価し、設計対応の合理性を判断する*1。
		陥没	○	-	-	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。
		台風 (豪雨)	-	-	○	地域毎の一般的な事象であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。
		高潮	(○)	-	-	津波に含めて評価する。
		洪水	○	-	-	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。

①設計対応が合理的でなく回避する事象

②立地選定段階において、設計対応の合理性を判断する事象

③設計対応が合理的である事象

*1 地すべり対策は、敷地の造成とともに実施することから、「経済性・利便性の事業用地」の基準項目で規定する。

安全性に係わる立地基準項目に関する検討・整理 (3)

評価項目			①	②	③	立地基準項目の選定理由	
中項目	小項目	細目					
自然環境	自然現象	異常寒波	-	-	○	地域毎の一般的な事象であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	
		豪雪	-	-	○	地域毎の一般的な事象であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	
	地質及び地形等	地質	地盤(地質)	-	-	○	立地場所の一般的な性質であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。
			地耐力	-	-	○	立地場所の一般的な性質であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。
			断層(活断層)	○	-	-	広域的事象であり、工学的対策により対応することは合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。
		地形	湿地等	-	○	-	局所的事象のため、立地選定段階において個別に湿地等を除外して確保可能な用地面積を評価し、設計対応の合理性を判断する*2。
			勾配等	-	○	-	局所的事象のため、立地選定段階において個別に対策規模及び費用を評価し、設計対応の合理性を判断する*2。
	気象	風向・風速	-	-	○	地域毎の一般的な事象であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	
		降水量 浸透水量	-	-	○	地域毎の一般的な事象であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	
	水象及び水理	河川等の 距離・流量	-	-	○	立地場所の一般的な性質であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	
		地下水 (水位、動水勾配) 井戸 (距離、取水量)	-	-	○	立地場所の一般的な性質であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。	

①設計対応が合理的でなく回避する事象

②立地選定段階において、設計対応の合理性を判断する事象

③設計対応が合理的である事象

*2 地形条件については、「経済性・利便性の事業用地」の基準項目で規定する。

安全性に係わる立地基準項目に関する検討・整理 (4)

評価項目		①	②	③	立地基準項目の選定理由
中項目	小項目・細目				
社会環境	近接工場等における火災、爆発等	-	-	○	埋設施設は、敷地境界から一定距離を確保する設計としていることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。
	河川水、地下水等の利用状況	-	-	○	地域毎の一般的な状況であることから、設計対応による安全性の確保が合理的である。
	農業、畜産業、漁業等食物に関する土地利用等の状況	-	-	○	
	人口分布	-	-	-	発電用原子炉においては、事故時等において人口分布を踏まえた集団線量の評価を求められているが、埋設施設は内蔵する放射能等の観点からこれは求められていない。
	石炭、鉱石等の天然資源	○	-	-	将来の天然資源の掘削に対し、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定により回避する。

- ①設計対応が合理的でなく回避する事象
- ②立地選定段階において、設計対応の合理性を判断する事象
- ③設計対応が合理的である事象

表 4.2.2-1 立地基準「(A) 安全性」(1)

評価項目				立地基準項目としての設定根拠	評価の指標(検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目	細目		基本的考え方	評価の基準		
(A) 安全性	(A1) 自然環境	(A11) 自然現象	(A111) 火山	広域的事象であり、工学的対策により対応することは合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。	埋設施設が自然災害を受ける恐れのある地域を対象としない。	埋設施設の予定敷地は、火砕流等の火山現象 ^{※1} の火口からの到達距離を半径とする範囲内にないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 産総研:1/5万地質図幅 国交省:土地分類調査 1/5万表層地質図 産総研 HP:1/20万シームレス地質図 産総研 HP:活火山データベース 気象庁 HP:日本の活火山 第四紀火山カタログ委員会:日本の第四紀火山カタログ 各自自治体の災害資料 県別地質図 公的機関の個別文献 	<p>※1:火山現象は、活火山による埋設施設に影響を与える現象として以下のものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火山弾の放出 ②火砕流および火砕サージ ③溶岩流 ④火山ガスの噴出 ⑤岩屑なだれ ⑥火山泥流
			(A112) 津波	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。		過去に埋設施設の予定敷地直近の海岸、港湾等 ^{※1} へ襲来した津波の高さ ^{※2} の最大値に、満潮位を加算した標高を上回る位置に予定敷地があること。	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院:1/2.5万地形図 渡辺偉夫:日本被害津波総覧 宇佐美龍夫:最新版 日本被害地震総覧、日本の歴史地震史料 各自自治体の災害資料 国立天文台:理科年表 国交省:土地分類調査 1/20万災害履歴図 気象庁 HP:代表的な港湾における潮位過去最高記録リスト 公的機関の個別文献 	<p>文献調査等の情報源は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に関する中央防災会議、原子力安全委員会等による指針の改定を踏まえて設定</p> <p>※1:「等」は、河川沿いの低地など</p> <p>※2:津波の高さは、検潮所での津波の高さ、痕跡高または遡上高</p> <p>なお、高潮を含めて評価を行う。</p>

表 4.2.2-2 立地基準「(A) 安全性」(2)

評価項目				立地基準項目としての設定根拠	評価の指標(検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目	細目		基本的考え方	評価の基準		
(A) 安全性	(A1) 自然環境	(A11) 自然現象	(A113) 陥没	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。	埋設施設が自然災害を受ける恐れのある地域を対象としない。	過去に、埋設施設の予定敷地及びこれに連続する地質が分布する地域に陥没が発生していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院:1/2.5万地形図 ・産総研1/5万地質図等 ・国交省:土地分類調査 1/5万地形分類図 ・公的機関の個別文献 	---
			(A114) 洪水	広域的事象であり、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。		過去に、埋設施設の予定敷地内で、大雨・融雪による河川の増水・氾濫により洪水が発生していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の災害資料 ・国交省:土地分類調査 1/20万災害履歴図 ・公的機関の個別文献 	---
		(A12) 地質及び地形等	(A121) 断層(活断層)	広域的事象であり、工学的対策により対応することは合理的でないため、当該事象については地点選定によりその影響を回避する。	埋設施設が活断層等により被害を受ける恐れのある地域を対象としない。	埋設施設の予定敷地内に、活断層、地震断層等※が認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層研究会編:[新編]日本の活断層 ・産総研:1/5万地質図幅 ・産総研HP:活断層データベース ・中田・今泉編:活断層詳細デジタルマップ ・国土地理院:都市圏活断層図 ・公的機関の個別文献 	※:「等」は、伏在活断層、活撓曲、活褶曲、推定活断層、傾動地形

表 4.2.2-3 立地基準「(A) 安全性」(3)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標(検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(A) 安全性	(A2) 社会 環境	(A22) 石炭、鉱石等の 天然資源	将来の天然資源の掘削に対し、工学的対策により対応することは埋設事業において合理的でないため、当該事象については地点選定により回避する。	採掘対象となり得る天然資源が存在する地域を対象としない。	埋設施設の予定敷地内に、鉱山等*が認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研: 日本地質アトラス第 2 版 ・産総研: 日本温泉・鉱泉分布図及び一覧(第 2 版) ・産総研: 日本鉱床分布図 ・産総研: 鉱物資源図 ・産総研: 日本炭田図、日本油田・ガス田分布図 ・産総研: 地熱資源図 ・産総研: 1/5 万地質図幅 ・国交省: 土地分類調査 1/5 万表層地質図 ・公的機関の個別文献 	※:「等」は、採石場、温泉、ガス井、油井、地熱井、砂利採取場

--- 基準項目、設定根拠及び評価の指標(案) ---

**「環境保全」、「経済性・利便性」、
「社会的要件」について**

表 4.2.2-4 立地基準「(B) 環境保全」

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(B) 環境保全	(B1) 土地利用に係る規制・計画	(B11) 自然環境	自然環境保護の観点で規制・計画の対象となる地域を除外して、埋設施設の設置地点を選定することが必要である。 したがって、本項目は適合性評価項目として設定する。	自然環境保全、鳥獣保護、生物多様性の確保等のために限定的に利用されている地域は対象としない。	以下の各項目を満たす土地であることを必要条件とする。 ① 事業用地は自然公園法に基づき指定された自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)にかからないこと ② 事業用地は自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域(原生自然保全地域、自然環境保全地域、都道府県立自然環境保全地域)にかからないこと ③ 事業用地は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区、特別保護区にかからないこと ④ 事業用地は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区にかからないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省 HP 土地利用調整総合支援システム(LUCKY)による土地利用基本計画図 ・国立公園管理計画書 ・国立公園区域図 ・鳥獣保護事業計画書 ・環境省 HP 生物多様性情報システム 生息地保護区 	
		(B12) 土地利用	規制・計画の対象となる地域を除外して、施設の設置地点を選定することが必要である。 したがって、本項目は適合性評価項目として設定する。	土地利用が限定的で、取得が極めて難しい地域は対象としない。	以下の各項目を満たす土地であることを必要条件とする。 ① 事業用地に河川法に基づく1級及び2級の河川区域がないこと ② 事業用地に農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の農用地区域がないこと ※ただし、自治体等において解除の計画がある場合は(D11)の評価項目で比較評価することとする	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画 ・国交省 HP 土地利用調整総合支援システム(LUCKY)による土地利用基本計画図 	
	(B2) 文化財の保護	(B21) 文化財	規制の対象となる地域を除外して、施設の設置地点を選定することが必要である。 したがって、本項目は適合性評価項目として設定する。	保存が定められた文化財が存在している地域は対象としない。	事業用地に文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物及び伝統的建造物群保存地区がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁 HP 国指定文化財データベース 	

表 4.2.2-5 立地基準「(C) 経済性・利便性」(1)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(C) 経済性・利便性	(C1) 事業用地	(C11) 用地面積	埋設施設の設置に際し、所要の事業用地面積が確保できる地点を選定することが必要となる。したがって、本項目は適合性評価項目として設定する。	埋設事業の実施に際し、所要の事業用地面積が確保できることが必要である。	<p>概念設計で示したトレンチ埋設施設、コンクリートピット埋設施設、その他の設備・用地(廃棄物受入施設、事務管理棟、掘削土仮置場、調整池等)に必要な100ha程度(湿地等^{※1}を除く)の平坦な造成面積が確保でき、かつ以下の各項目を満たす一団の土地であることを必要条件とする。 (参考:表4.2.2-13「埋設施設・設備の占有面積計算表」)</p> <p>①造成区域は、290m×150mの矩形区域(コンクリートピット埋設施設)2面、及び580m×160mの矩形区域(トレンチ埋設施設)2面が重複せずに包含され、かつ各々の矩形区域から用地境界までの距離を120m以上とできる形状であること</p> <p>②廃棄物受入検査施設から用地境界までの距離を120m以上とできる形状であること</p> <p>③以上の内、コンクリートピット埋設施設の2面と廃棄物受入検査施設は、すべて切土造成面上に配置できること。必要に応じて、他の施設・設備の造成面との間に段差を許容する</p> <p>④造成を行った結果、当該自治体の条例等により規定されている緑地面積が確保されること</p>	<p>・国土地理院地形図 (S=1/2.5万)</p> <p>・諸法令</p>	<p>机上計算による造成面積等の試算</p> <p>※1等:湖、潟などの水域 湿地:いつも水をふくみ、土地がやわらかくて湿地性の植物が生育している土地(国土地理院)</p> <p>沼:湖より浅い水域。ふつう水深は5m以内(小学館大辞泉)</p> <p>池:くぼ地に自然に水がたまった所。また、地面を掘って水をためた所。(小学館大辞泉)</p>

表 4.2.2-6 立地基準「(C) 経済性・利便性」(2)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(C) 経済性・利便性	(C1) 事業用地	(C12) 用地取得及び造成工事等に係る費用	埋設事業の安全性に加えて、経済的合理性を満足する地点を選定することが望ましい。したがって、本項目は比較評価項目として設定する(注1)。	用地取得及び必要な造成工事等に係る費用が、合理的な範囲に収まることが好ましい。	埋設事業の総費用の内、用地費用として計上している予定額に基づき、用地取得費と敷地造成に関わる基本的工事項目について積算した結果*の合計により、以下の比較条件を点数評価する。 A: 予定額以下の場合 B: 予定額超の場合 (注1)ただし、積算した結果の合計が予定額の2倍を超えると見込まれる場合は不適合であると判定し、評価の対象とする地点からは除外することが考えられる。 * 積算対象の基本的工事項目は、表 4.2.2-14「積算対象の基本的工事項目」に示したものとし、仮設工、取り付け道路、上下水設備、配電工事等、その他の小規模な工事項目については積算の対象外とする。 * なお、積算に係る諸経費については、表 4.2.2-15「積算対象の諸経費」に示した。	用地価格 ・都道府県地価調査 ・都道府県報 ・その他の公表資料 造成工事 ・国土地理院地形図 (S=1/2.5万) ・国土交通省土木工事積算基準 ・土木工事積算標準単価(財団法人建設物価調査会)等	机上計算による土工事等の試算

表 4.2.2-7 立地基準「(C) 経済性・利便性」(3)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(C) 経済性・利便性	(C1) 事業用地	(C13) 用地形状	<p>事業用地の効率的な利用や、作業時の利便性に優れた用地形状が得られる地点を選定することが望ましい。</p> <p>したがって、本項目は比較評価項目として設定する。</p>	<p>トレンチ埋設施設及びコンクリートピット埋設施設が合理的にレイアウトできるような形状を有する用地であることが好ましい。</p>	<p>(C11)の条件を満たす用地において、トレンチ埋設施設及びコンクリートピット埋設施設のレイアウトの観点から、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。</p> <p>A:トレンチ埋設施設 2 基及びコンクリートピット埋設施設 2 基をいずれも近接してレイアウトできる。</p> <p>B:上記の条件を満たさない場合</p>	<p>・国土地理院地形図 (S=1/2.5 万)</p>	<p>机上計算によるレイアウト検討</p>

表 4.2.2-8 立地基準「(C) 経済性・利便性」(4)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考																																				
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準																																						
(C) 経済性・利便性	(C2) 輸送の利便性	(C21) 利用可能な港湾からの距離	<p>輸送の利便性の観点から、利用可能な港湾からの距離が、合理的な範囲にある地点を選定することが望ましい。したがって、本項目は比較評価項目として設定する。</p>	<p>積載重量3千トン級以上の船舶を対象とする岸壁及び埠頭を備える港湾施設からの輸送距離が合理的な範囲内にあることが好ましい。</p>	<p>文献調査で得られる資料に基づき、利用できる港湾施設から事業用地までの輸送距離(幹線道路などから事業用地を結ぶ取付道路を想定して含む)について、1日の往復搬送可能回数を勘案して、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。</p> <p>A: $L \leq 10\text{km}$ の場合 B: $10\text{km} < L$ の場合</p> <p>L: 港湾施設から事業用地まで</p> <p>(解説) 輸送車両の速度を毎時30kmと設定し、廃棄体や資材の積み降ろしに各1時間を見込む場合、例えば距離 $L=10\text{km}$ では往復に要する時間は $2 \times 10\text{km} \div 30\text{km}/\text{時間} + 2.0\text{時間} = 2.67\text{時間}$ であり、1日を8時間とすれば、 往復回数 $N=8\text{時間} \div 2.67\text{時間}/\text{往復} = 3\text{往復}$ となって、1台の車両が1日に3往復することが可能となる。距離を変えて同様の計算を行った結果は下表のようになる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>距離 L(km)</th> <th>時間</th> <th>日(8時間)</th> <th>往復/日台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2.07</td> <td>0.26</td> <td>$3 < N$</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.33</td> <td>0.29</td> <td>$3 <$</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2.67</td> <td>0.33</td> <td>$N = 3$</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3.33</td> <td>0.42</td> <td>$2 \leq N < 3$</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>4.00</td> <td>0.50</td> <td>$N = 2$</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>5.33</td> <td>0.67</td> <td>$N < 2$</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>8.00</td> <td>1.00</td> <td>$N = 1$</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>8.67</td> <td>1.08</td> <td>$N < 1$</td> </tr> </tbody> </table>	距離 L(km)	時間	日(8時間)	往復/日台	1	2.07	0.26	$3 < N$	5	2.33	0.29	$3 <$	10	2.67	0.33	$N = 3$	20	3.33	0.42	$2 \leq N < 3$	30	4.00	0.50	$N = 2$	50	5.33	0.67	$N < 2$	90	8.00	1.00	$N = 1$	100	8.67	1.08	$N < 1$	<p>・国土地理院地形図 (S=1/2.5万)</p>	
距離 L(km)	時間	日(8時間)	往復/日台																																								
1	2.07	0.26	$3 < N$																																								
5	2.33	0.29	$3 <$																																								
10	2.67	0.33	$N = 3$																																								
20	3.33	0.42	$2 \leq N < 3$																																								
30	4.00	0.50	$N = 2$																																								
50	5.33	0.67	$N < 2$																																								
90	8.00	1.00	$N = 1$																																								
100	8.67	1.08	$N < 1$																																								

表 4.2.2-9 立地基準「(C) 経済性・利便性」(5)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(C) 経済性・利便性	(C2) 輸送の利便性	(C22) 幹線道路からのアクセス	事業用地までのアクセス道路が整備されている地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	事業用地までのアクセス道路が、現状のまま廃棄体や各種資材の輸送に利用できる状態にあることが好ましい。	文献調査等から得られる資料に基づき、事業用地までのアクセス道路の整備状況について、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A:現状のまま、廃棄体や各種資材の輸送車両の円滑な運行に支障をきたさないと判断される場合。 B:アクセス道路の新設や補修が必要と判断される場合	・国土地理院地形図 (S=1/2.5万) ・日本道路地図等	
		(C3) 事業の効率性	独立行政法人が公共上の見地から、適正かつ効率的に埋設事業を運営できる体制が整えられる地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	原子力機構の業務運営の効率化の観点から埋設事業の効率的な運営体制が整えられることが好ましい。	埋設事業を効率的に推進していくに際して、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A:当該地点が埋設事業の効率的な運営体制が整えられる環境にある場合 B:上記以外の場合		事業者が判断する項目

表 4.2.2-10 立地基準「(D) 社会的要件」(1)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(D) 社会的要件	(D1) 用地取得の容易性	(D11) 規制解除	事業用地を円滑かつ迅速に取得できる地点を選定することが望ましい。	土地利用の規制の解除が、円滑かつ迅速に進められることが好ましい。	検討対象とする地点に係る土地利用の規制を解除等の許認可の取得の観点から、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 土地利用に係る規制が少なく、利用開始予定時期までに許可を得られると考えられる場合 B: 土地利用に係る規制において、利用開始予定時期までに許可を得ることが困難であると予想される場合	・地籍図等 ・公的機関発行の情報	
		(D12) 用地取得の交渉	したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	土地に係る地権者との交渉が必要であり円滑かつ迅速に進められることが好ましい。	事業用地取得の交渉の容易性の観点から、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 土地の取得交渉の相手先が単独または自治体である場合 B: 上記以外の場合	・地籍図等 ・公的機関発行の情報	

表 4.2.2-11 立地基準「(D) 社会的要件」(2)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(D) 社会的要件	(D2) 地域社会の受容性	(D21) 地域産業への影響	地域産業に対して、影響が小さい地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	埋設施設の設置や操業に対し、農業、水産業等の生産者から協力を得られることが好ましい。	地域の農業や水産業等について、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 漁業権の問題がなく、周辺農業、利水等に対する影響も小さく、漁協や農協等の協力が得られると考えられる場合 B: 上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院地形図 (S=1/2.5万) ・自治体のホームページ ・公的機関発行の情報 	
		(D22) 自然景観の保全	埋設事業の円滑な推進と、自然景観の保全との両立を図れる地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	埋設施設の設置が、自然景観に大きな変化をもたらさないことが好ましい。	埋設施設の設置が自然景観に影響を与えるか否かについて、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 樹木等の伐採により、現状の自然景観に大きな影響を与える可能性がない場合 B: 上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の情報 ・国土地理院地形図 (S=1/2.5万) ・植生図 ・空中写真 	

表 4.2.2-12 立地基準「(D) 社会的要件」(3)

評価項目			立地基準項目としての設定根拠	評価の指標 (検討案)		文献調査等の情報源	備考
大項目	中項目	小項目		基本的考え方	評価の基準		
(D) 社会的要件	(D2) 地域社会の受容性	(D23) 輸送経路	埋設事業の円滑な推進に向けて、廃棄体や資材等円滑な輸送が可能な経路が得られる地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	廃棄体や資材等の輸送を行う上で、紛争や障害等が少ないことが好ましい。	廃棄体等の円滑な輸送の観点から、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 合理的に描き得る地図上の輸送経路において、輸送上の紛争や障害が少ないと考えられる場合 B: 上記以外の場合	・自治体条例 ・公害紛争処理白書等	
		(D24) 地域社会の理解と協力	地域に貢献し、埋設事業を円滑かつ迅速に推進する上で、地域社会全体の理解と協力が得られる地点を選定することが望ましい。 したがって、本項目は比較評価項目として設定する。	原子力関連施設に対する地域社会の理解と協力が得られ易いことが好ましい。	地域社会の理解と協力の得られ易さの観点から、以下の比較条件に基づき点数評価を行う。 A: 地域社会に受容性があり理解と協力が得られ易いと考えられる場合 B: 上記以外の場合	・公的機関発行の情報 ・自治体のホームページ ・公害紛争処理白書等	

表 4.2.2-13 埋設施設・設備の占有面積計算表

項目	縦	横	面積	基	合計面積			
					m ²	ha		
施設・設備	m	m	m ²		m ²	ha		
ピット	290	150	43,500	2	87,000	8.70		
トレンチ	580	160	92,800	2	185,600	18.56		
小計					272,600	27.26	⇒	27.5
受入れ	120	160	19,200	1	19,200			
管理棟	200	100	20,000	1	20,000			
小計					39,200	3.92	⇒	4.0
残土置場					414,750	41.48	⇒	41.5
合計					726,550	72.66	⇒	73.0

表 4.2.2-14 積算対象の基本的工事項目

工事区分	工種	種別	備考
敷地造成等	敷地造成	伐木・除根	伐木・除根及び運搬
		掘削工	バックホウ+ダンプトラック
		盛土工	ブルドーザ+タイヤローラ
		残土処分	運搬及び処分費
	地すべり対策工	地下水低下工	集水ボーリング、集水井、排水ボーリング
		地すべり抑制工	押さえ盛り土工法
	法面工	法面整形工	機械施工(バックホウ整形)
		法面保護工	プレキャスト法枠工

表 4.2.2-15 積算対象の諸経費

共通仮設費	表 4.2.2-14 に示した範囲の工事費(直接工事費)の 7.83%(国土交通省土木工事積算基準(平成**年度版)道路改良工事の共通仮設費比率相当)
現場管理費	直接工事費と共通仮設費との合計(純工事費)の 23.2%(国土交通省土木工事積算基準(平成**年度版)道路改良工事の現場管理費比率相当)
一般管理費	純工事費と現場管理費の合計(工事原価)の 7.22%(国土交通省土木工事積算基準(平成**年度版)道路改良工事の一般管理費比率相当)

** :積算に際しては、国土交通省土木工事積算基準の当該年度版を用いる。

候補地の選定に用いる立地基準項目の構成(案)

大項目	中項目	小項目	細目	
(A)安全性	(A1)自然環境	(A11)自然現象	(A111)火山	適合性評価項目
			(A112)津波	
			(A113)陥没	
			(A114)洪水	
		(A12)地質及び地形等	(A121)断層(活断層)	
(A2)社会環境	(A22)石炭、鉱石等の天然資源			
(B)環境保全	(B1)土地利用に係る規制・計画	(B11)自然環境		
		(B12)土地利用		
	(B2)文化財の保護	(B21)文化財		
(C)経済性・利便性	(C1)事業用地	(C11)用地面積	比較評価項目	
		(C12)用地取得及び造成工事費等に係る費用		
		(C13)用地形状		
	(C2)輸送の利便性	(C21)利用可能な港湾からの距離		
		(C22)幹線道路からのアクセス		
(C3)事業の効率性				
(D)社会的要件	(D1)用地取得の容易性	(D11)規制解除		
		(D12)用地取得の交渉		
	(D2)地域社会の受容性	(D21)地域産業への影響		
		(D22)自然景観の保全		
		(D23)輸送経路		
		(D24)地域社会の理解と協力		